

令和6年度

赤い羽根とちぎ「篠原欣子記念財団 こども食堂応援プログラム」実施要領

1 趣 旨

本助成事業は、一般財団法人篠原欣子記念財団からの資金を原資に、栃木県内で、こども食堂を運営する団体に対し、主として活動初期のこども食堂の開催費用や周知活動等に要する費用への助成を行い、さまざまな理由により生活に困難を抱える地域住民全般を対象とした支援や、地域における居場所などの支援を通じて、地域福祉の推進を図ることを目的に実施する。

2 助成対象団体

栃木県内において、次の各号の要件を満たした団体を対象とする。

- ・ こども食堂を運営する民間の非営利団体であること（法人格の有無は問わない）
- ・ 団体としての活動実績が3ヶ月以上、原則2年未満の団体であること
- ・ 3名以上で構成されていること
- ・ 組織の運営に関する規則（会則、定款等）があり、事業内容、会計情報等を公開できること
- ・ 設立から1年が経過していない団体については、設立以降の活動実態を示すことができること
- ・ 団体名義の金融機関振込口座を開設していること
- ・ 特定の宗教や政治思想を広めることを目的とする団体、反社会的勢力^{※1}および反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと

※1 反社会的勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が助成対象事業の運営等に関与していると認められる団体をいう。

3 助成対象事業

「こども食堂」開催のための費用を対象とする。また、「こども食堂」でのイベント実施や活動の普及啓発のための費用を対象とする。

（対象経費）

- ・ 消耗品費・備品費（食料品、調理器具、食器等）
- ・ 賃借料
- ・ 印刷製本費
- ・ 通信運搬費
- ・ 保険料（ボランティア行事用保険のみ対象とします）
- ・ 旅費交通費 等

(対象外経費)

- ・ 人件費
- ・ 当該経費の妥当性が応募趣旨にあわないもの、または申請書から当該経費の必要性が読み取れないもの
- ・ ボランティアの謝金（交通費などの実費弁償は助成対象とする）
- ・ 団体の維持・管理のみを目的とした経費
- ・ 補助金などの公的費用や他の助成金が充当される経費
- ・ 助成対象期間（令和6年4月1日～令和7年3月31日）外の活動に関する経費

4 対象となる活動期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

※令和6年4月1日から申請時まで実施した活動も助成対象とする。

5 助成限度額等

1 団体に対する助成限度額は9万円とする。なお、助成申請額は千円単位での申請とする。

6 助成の申請

1 団体が1回の募集につき申請できるのは1事業とする。

助成を希望する者は、「助成申請書（別記様式1）」に次の各号に掲げる書類を添付して、令和6年11月20日（必着）までに提出すること。

- (1) 定款または会則等
- (2) 3名以上で構成されていることが確認できる資料（役員名簿など）
- (3) 団体名義の口座を有している団体であることが確認できる資料（通帳の写しなど）
- (4) 最新の事業報告書及び決算書（設立から1年に満たない場合には、事業報告書及び決算書に準じた資料）
- (5) 最新の事業計画書及び予算書
- (6) 10万円以上の機器備品の購入について申請する場合には、カタログ及び見積書の写し
- (7) 日頃の団体の活動の様子が分かる資料（パンフレット、新聞記事など）

7 審査

書類審査を行うほか、必要に応じてヒアリング調査及び現地調査を行う。

8 査定

申請のあった事業について、現状の課題認識、見込まれる成果及び本助成決定事業以降の取り組みに関する計画性並びに緊急性、実現性及び必要性に留意して査定を行う。

また、活動期間の短い団体を優先する。

9 助成の決定（通知）

助成金の交付を決定した時は、申請者あてに通知する。

10 助成金の交付

助成金の交付は、精算払いとし、助成の決定を受けた事業の完了後、1か月以内に提出される「完了報告書・助成金交付請求書（別記様式2）」の内容が、適正であることを確認の上、当該団体の預貯金口座あてに送金する。

11 助成を受けることに関する周知

本助成を受けて事業を実施する場合、事業実施時や印刷物及びホームページ等に、令和6年度赤い羽根とちぎ「篠原欣子記念財団こども食堂応援プログラム」により助成を受ける旨を明示すること。

12 助成決定の取り消し

助成決定の通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、助成の全部又は一部の決定を取り消す。

- (1) 事業を中止したとき及び事業を遂行する見込みがなくなったと認められるとき
- (2) 助成の対象となった事業を他の財源で実施したとき

附 則

- 1 この要領は令和6年10月30日に制定し、令和6年4月1日から適用する。